

1 議 事 日 程 (第 3 日)

(令和 2 年第 3 回有田川町議会定例会)

令和 2 年 9 月 1 1 日
午前 9 時 3 0 分開議
於 議 場

日程第 1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである (16 名)

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 堀 江 眞智子 | 2 番 | 増 谷 憲 |
| 3 番 | 椿 原 竜 二 | 4 番 | 中 島 詳 裕 |
| 5 番 | 星 田 仁 志 | 6 番 | 片 畑 進 之 |
| 7 番 | 谷 畑 進 | 8 番 | 小 林 英 世 |
| 9 番 | 林 宣 男 | 10 番 | 殿 井 堯 |
| 11 番 | 佐々木 裕 哲 | 12 番 | 岡 省 吾 |
| 13 番 | 森 谷 信 哉 | 14 番 | 新 家 弘 |
| 15 番 | 湊 正 剛 | 16 番 | 亀 井 次 男 |

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 7 番 | 谷 畑 進 | 10 番 | 殿 井 堯 |
|-----|-------|------|-------|

6 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の氏名 (13 名)

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 町 長 | 中 山 正 隆 | 副 町 長 | 坂 頭 徳 彦 |
| 住民税務部長 | 山 田 展 生 | 福祉保健部長 | 前久保 眞 次 |
| 総務政策部長 | 一ツ田 友 也 | 消 防 長 | 中 裕 準 |
| 産業振興部長 | 森 田 栄 一 | 建設環境部長 | 鈴 木 幸 敏 |
| 総 務 課 長 | 新 田 耕 作 | 財 務 課 長 | 中 屋 正 也 |
| 企画調整課長 | 細 野 正 人 | 教 育 長 | 楠 木 茂 |
| 教 育 部 長 | 井 上 光 生 | | |

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名 (2 名)

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 竹 中 幸 生 | 書 記 | 細 野 鶴 子 |
|---------|---------|-----|---------|

令和2年第3回定例会一般質問者及び項目表

| 通告順 | 議員名 | 質 問 項 目 |
|-----|-------|---|
| 9 | 小林英世 | ①ゴミ問題 ②きのくに教育審議会答申について |
| 10 | 増谷 憲 | ①新型コロナウイルス対策について ②有田保健医療構想と有田圏域での医療の充実について ③防災対策について ④風力発電事業について |
| 11 | 堀江眞智子 | ①新型コロナウイルス感染症予防対策について ②「学校再開に伴う感染症対策・学習補償等に係る支援経費」に関する対応について ③大学生への支援について |

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（森谷信哉）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか12名であります。

……………日程第1 一般質問……………

○議長（森谷信哉）

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順次、許可いたします。

……………通告順9番 8番（小林英世）……………

○議長（森谷信哉）

8番、小林英世君の一般質問を許可します。

小林英世君の質問は、一問一答形式です。

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

8番、小林です。

改めておはようございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

私の質問は通告書のとおり、2項目、ごみ問題と、それからきのくに教育審議会の答申について行います。

まず、ごみ問題ですが、ごみ関係の一般質問は去年、おととしと、2回続けてやりました。おととしはプラごみ、去年は不法投棄の問題を中心に一般質問させていただいたんですけども、この7月にごみ袋の有料化が始まったり、4月から県が不法投棄等、あるいはポイ捨て等のごみに関して、罰金を含めた条例を4月に施行したという件、そういう状況の変化からもう一度、ごみ問題を今日、質問させていただくことにしました。

1項目から質問させていただきます。まず、6つ、質問を用意させていただいたんですけども、現状を問うのが初めの4つであります。昨年度の家庭ごみの分別収集はどのようになっているのか。うちの町はやはり、エコの町ということで、外からもかなり高評価を得ているわけです。いろんな賞を頂いている。その根底にあるのはやっぱり分別収集であります。それで、現状、ごみの分別状況をどのように把握されているのかというのが1点目の質問でございます。

2点目はプラごみの再利用の状況であります。分別収集で収集したプラごみなんですけれども、2年前に聞いたときも、かなりの部分はリサイクルという形で行われています。そのようにお聞きしました。でも、リサイクルと言っても、物へのリサイクル、マテリアルというんですかね、マテリアルのリサイクルと、それから熱変換する、結局燃やすということなんですけれども、サーマルリサイクルというふうにお聞きしたんですけども、その方法でほとんどのごみは、集まったプラごみはリサイクルしているんだというふうにお聞きしたんですけども、現状はどうなっているのか。もう2年間たちましたんで、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、3点目ですけども、不法投棄の問題。これは去年も取り上げたんですけども、やはり私も今日、来る、道沿いでもポイ捨ての袋に入ったごみが幾つか散乱していました。私ところの家の前には池があるんですけども、その池にはいろんなごみが捨てられてというふうな状況があるんですけども、不法投棄の状況で、昨年度、どのような状況であったかというのをお尋ねしたいと思います。

4点目は、ふるさと見守り隊という、シルバーさんをお願いして、キャンプ等の川への不法投棄、あるいはごみを持ち帰るとか、そういうふうな形で、ふるさと見守り隊を実施していると思うんですけども、昨年度、今年、もうキャンプシーズンが過ぎましたんで、その辺の状況はいかがであったか。

以上が、現状あるいは昨年度の状況をお聞きしたいという4つの質問であります。

次に、5番目ですけども、先ほども少し触れましたけども、和歌山県のごみ散乱防止に関する条例というのが4月に施行されました。10月から完全実施ということで、2段階施行のような形になっているんですけども、これはやはり罰金が伴う、そういうふうな条例だからだと把握しております。大きな特徴は環境監視員という監視員を構成して、監視員がパトロールをすると。不法投棄を見つければ、その場で現状維持というか、回収せえというふうに指導すると。指導に従わない場合は、その場で5万

円以下ですけれども、罰金を徴収すると、そういうふうな制度を実施するんだというふうに聞いておるんですけれども、町のほうではどのように、その条例について把握し、どのように行動しようとするのか、その辺をお伺いしたいと思います。これが5番目の質問です。

それから、6番目ですけれども、プラごみを散乱させないためにというので、質問なんですけれども、やはり汚れたプラごみというのは、最終的には燃えないごみとして処分するという形になると思います。そして、燃えないごみで処分することは、結局は砕いて埋めてまうということです。埋めたとしても、プラスチックは分解されません。最終的には何か災害があったり、あるいはシートが劣化したりすれば、最終的には水と一緒に流れ出す。そして、海洋汚染のプラごみの汚染につながっていくということでもあります。そうすれば、結局は目の前からはプラごみがなくなりますけれども、全体としてはプラごみが蓄えられていくということになりますので、これは完全な処理になっていないと思います。

それで、これは知事も言っているんですけれども、やはり燃やすというのが一番、確実であります。燃えるごみも基本的には燃えるごみだけで燃やしているんじゃないくて、油等を入れながら燃やしていると聞きます。ということは、プラごみを少し混ぜることで、かえって燃えるということに対するサポートになるんじゃないか。つまり、少々汚いのは燃えるごみとして出せばどうかと。この場合、当然、ごみの処理はうち、1町でやっているわけじゃなくて、広域の問題ですから、あるいは今、新しい修理がそろそろ完成すると思うんですけれども、そういうふうな修理な状況とかがあると思います。だから、この修理の段階で燃えるようにできるようにするのか、それとも、もう10年程度の延命だと聞いておるんですけれども、その後の新しい釜を造るときに、そういうふうな燃えるような、プラごみも少々燃えるような高温に耐える釜にするのかは、お考えをお聞きしたいんですけれども、方向としてはやはり、それが一番環境に優しいんじゃないかなというふうに思ったので、お考えをお聞かせください。

これで1点目の項目が終わりまして、2項目の話に移ります。2項目は、きのくに教育審議会というのがありまして、8月に答申を出しました。答申内容なんですけれども、どんどん人口が減少している和歌山県、当然、高校生も減っていきます。今、全日制のフルの規格の学校は29校あるんですけれども、15年以内にそれを20校にしたいと。つまり減らしたいということです。6クラス近くの学校に減らしたいという話、答申が出ました。答申が出て、その後、再編成実施プログラムというふうな形で進んでいくんじゃないかと思うんですが、有田を考えますと、昔から有田3校というふうに言うておりました。耐久、箕島、それから有田中央高校、有田3校って言うておるわけなんですけれども、3分の2に減らすという形になりますよね。29が20になるということは、そうすると3分の2になるということは、有田の3校が2校に減るんじゃないかというふうに私は受け止めているわけです。それで、町としては、やはり

これはどのように受け止めて、あるいはどのように措置をするのか、3校を維持したいというふうに持っていくのか、それとも時代の流れや、人が少ないんやからということで、出して状況の進んでいくのを見るのか。そういうふうな気持ちで、この再編成の計画についてのお考えを聞かせていただきたいと思います。

それから、最後に今のことを考える中で、やはり1つ頭の中に置いておかなければならないのは、今の中学生がどのようなところに進学しているかということでありませう。かなりの数の中学生が有田から外へ進学していると思います。その進学状況、少し時間のスパンを広くとって、どういうふうに推移しているのか、そういうことも含めてお答えいただきたいと思います。

私の壇上での質問は以上でございます。御答弁、よろしく申し上げます。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

ゴミ分別収集量の推移、減量化は進んでいるのかという御質問でございますけれども、ごみの排出量を過去5年間、1人当たりの推移で見ますと、可燃ごみは130キログラムから135キログラム、不燃ごみは12キログラムから13キログラムとほとんど変化はございません。粗大ごみについては平成28年度まで1.3キログラム程度であったんですけども、平成29年度より若干、増えはじめ、昨年度が2.3キログラムとなっております。要因として、今、不良空き家の解体とか、またこの前に来た台風の後片づけ、これによる要因が大きいんじゃないかなという感じがしております。

資源ごみについても紙が18キログラムから12キログラムへと減少していますが、ほかの資源ごみの分別量には特に変化はございません。

プラごみの再生利用の現状につきましては、年間回収量約300トンのうち、約80%、240トンと容器リサイクル協会へ引き渡し、約20%、60トンの硬質プラスチックを和歌山市に処理を委託しています。容器リサイクル協会では全国から集めた容器包装プラスチックの約40%をプラスチック原料などに再生利用し、残りをコークス炉化学原料や高炉還元剤に利用されていると聞いております。

ポイ捨てや不法投棄は当町のように広大な山間地域を抱える町にとっては、絶えることのない問題でございます。昨年度の不法投棄の状況は処理費用に約26万円を要しておりますが、例年と大きな変化はございません。ただ、道路などへのポイ捨ては近年増えていると感じています。

このような状況があり、昨年度より、ふるさと見守り隊として委託しております。昨年度の実績は延べ39回の活動で回収量は524キログラムでございました。夏場のキャンプの挙げ句ですね、僕も何回か金屋橋の上へ月曜日に清掃にいったことがあ

るんですけど、その当時と比べれば、随分と来てくれる方もマナーが良くなったのか、置いていることは置いているんですけど、きちっと袋へ入れて、分別して置いてくれたり、だんだんと良くなっていますけれども、散乱しているのは事実であります。今後、しっかりと見守っていかなあかんと思っております。

和歌山県においても、ごみの散乱防止に関する条例を制定し、10月1日からごみを捨てた者に回収を命じることや、命令に従わない場合には5万円以下の過料に処せられることになりました。ポイ捨ては、自然あふれる美しい有田川町の魅力が大きく損なわれてしまいます。町を訪れていただいた方にも残念な思いをさせてしまわないように、県と連携しながら今後も、ごみを捨てさせない環境づくりに取り組んでまいりたいと思います。

プラごみを燃焼処理することは可能かとの御質問ですが、現在の環境センターではプラスチックごみを燃やすことができません。これ、昔からいろいろあったんですけども、ダイオキシンという問題が出まして、多分、800度以下で燃焼したら、プラごみからダイオキシンが発生するというので、地元の方とも話し合ってますね、できるだけあそこで燃やさないようにということで、今、行っていますので、今のところで燃やすというのは多分、不可能だと思いますけれども、今度、まだどこでするって決まっていますけれども、新しい施設については湯浅町も入ってくれますんで、若干、ごみの量が増えて、燃やす温度が上がってくると思います。またその時点でいろいろ研究をさせていただきたいなと思います。

次に、第6期きのくに教育審議会が令和2年8月に答申した、これからの県立学校の在り方についてであります。私の読み解き方が極端かもしれませんが、内容につきましては、今、生まれた子どもが15年後、高校に行く頃には、今の7割ぐらいの人数であろうと。そうすると、1学年6学級の標準的な高等学校が維持できないから、現在29校ある高校を3分の2の20校程度にするという内容でありました。具体的には、海草、有田、日高地方で構成される紀中エリアでは普通科高校3校を残して整備していくとのこと。学校名は出ていないものの、現在は、海南高校、耐久高校、日高高校が普通科3校です。当町には、県立有田中央高校と分校があります。私も10年前から、やっぱり高校生を育てるのが地域も一緒にやって、企業さんも入っていただいて、一緒に育てていかなあかんということで、地域協育会というのを試行させていただいて、高等学校として地域に貢献した実績と、これからの子どもたちを守るために子どもが行きたい、親が行かせたい学校を目指して支援してきました。今後も、支援していく所存でありますので、皆様方の御理解と御協力をこの場をお借りして申し上げます。現在、会員、もちろん御父兄も入ってくれてるんですけども、大体、年間80万円ぐらい、1,000円会費で、もちろん1万円寄附してくれる人もありますけれども、年間約80万円を寄って、各クラブへ分配したり、いろいろな支援をさせていただいております。もちろん、有田地方には箕島高校もありますが、

両校併せて存続できるように、特に有田中央高校については何か特化した学校づくりができんかということで、今、副町長も一生懸命に近大等と提携して、何か特化した学校を作れんかということで、今、一生懸命、頑張ってくれておりますので、やっぱり有田中央高校がなくなるということは、うちの町にとっては大変なことでありまして、強くこれからも県に要望していきたいと思っています。

なお、本町の有田以外への進学者数の現状と推移については、担当部長から答弁させたいと思います。

以上です。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

それでは、小林議員の御質問にお答えいたします。

10年前の平成22年度です。有田川町内の中学校を卒業した子どもたちの、有田地方以外への進学率は35.7%になります。それが5年前、平成26年度になりますと、38.8%、そして今年、この春、卒業した子どもたちの有田地方以外への進学率は49.4%になります。10年間平均では42.9%、毎年111人ぐらい、平均で有田地方外へ進学ということになります。

ちなみに、今年度、有田市、湯浅町、広川町も含めた有田地方全体での有田地域以外への進学率は42.7%です。623人中、266人が有田地方以外への進学をしていることになります。

以上です。

○議長（森谷信哉）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

御答弁、ありがとうございました。再質問させていただきます。まず、初めのごみですけども、ごみの分別というのはやっぱり町民の皆さんの協力がなければ進まない問題で、実際、資源ごみのところで、袋を置いていかれたりすると、物すごい残念な思いをしたりするんですけども、それでも皆さん、一生懸命、分別に協力していただいていると思います。年次変化っていうかな、あまり変わらない、大体同じような量で出てますと。それはそれでよく分かりました。

ただ、ごみを減らしましょうというふうな運動も一方であると思うんです。できるだけごみを少なくしようやないかと。そういうことを考えますと、やや残念な気がするんですけども、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

生ごみに関しましては、コンポストを配付して、ある程度、行き届いたと思うんです。それから、生ごみに関しては排出量の変化というのがなくなっているのかなと思います。ですけど、有田郡内の様子なんですけども、1人、1日当たりの生活系ごみの排出量は有田郡市内では有田川町が548グラムで、一番少ないこととなっています。2番目に少ない広川町で662グラムと比較しても、かなり少ないと思います。県下の状況でも紀美野町の505グラムに次いで2番目の少なさでございます。町民の皆様のごみ減量への取組の意識の高さが見てとれると思います。

こんな言い方は何ですけど、ある程度、減量をし尽くしたというのか、かなりやっけてきているのかなと。それから減る量が少なくなっているのかなと感じております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

ありがとうございます。少し変化がないという中でも、一生懸命やっているという結果が出ているんだということですけども、そういうふうな話ではできるだけ、皆さんの協力のおかげでこんなになっていますとか、まだ減らせるごみがあれば、もっと考えてくださいというようなことを広報で伝えていただいたら、町民もすごく、こういうことをやって達成感があるというふうに思うんで、できればそのように広報していただきたいと思います。

それから、2点目のプラごみの今のお答えなんですけども、和歌山にも20%ぐらい出しているという話だったと思うんですが、和歌山に出しているごみは、どのように和歌山で処理されているか、お答えできますか。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

和歌山市の青岸にあります処理場で焼却処分を行っております。あそこではサーマルリサイクルを行っている、その処理場で焼却処分を行っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

そうしたら、先ほどの80%の部分なんですけども、そこでもサーマルリサイクルをされているんですか。それはもうマテリアルですか。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

80%を容器リサイクル協会に送りまして、そのうちの40%がマテリアルリサイクル、残りの60%はサーマルリサイクルという形になっています。

以上です。

○議長（森谷信哉）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

ということは、プラごみを一生懸命集めたんですけど、ほとんどが燃やされるというふうに把握していいわけですね。はい、分かりました。

不法投棄の状況なんですけども、やはり重点地区というか、場所というのがあって、捨てやすいところっていうのがあると思うんですけど、そういうところを前に幾つか挙げていただきました。職員の皆さんも、それから町民の皆さんも、あるいは地域の皆さん、全てがそういうところを拾っていただいている方もたくさんあると思います。それと捨てる人がたくさんあるという状況の中で、今、平行状態が保たれているように思うんですが、次のポイ捨ての罰金のような形の、ごみの拡散防止、散乱防止というふうな法律が、条例ができて、あるいはふるさと見守り隊という方々が動いて、これからどんどん良い方向に、ごみがこの頃減ったなっていうふうな方向になればいいと思うんですが、先ほど見守り隊の活動で、29回、500キログラム程度のごみを回収していただいたというふうにあるんですけども、39回ですかね、39回というのは、39日ですかね。それから、どのくらいの人が出てたんかという、人数、分かりますか。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

これは昨年度の数字でございまして、主に月曜日と金曜日に、39日で、延べ39人ということでございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

主に川沿いを見ていただいたと思うんですけど、川のごみを置いていくという問題も大変、苦情、地域の住民の方には大変なことやと思うんですけども、それと同時に例えば車の置き方が非常に悪かったりっていうような話も聞いております。できれば、マナーを守るという意味で、ごみも含めて、そういうふうなところを気づけば何か言っていたらありがたいなとも思います。ちょっとごみからそれでしたけども。

それで、次に、和歌山のごみの散乱防止のあれですけども、10月から新しく完全施行というのかな、に移ると思うんですけども、そのことについての町民への周知徹

底というのはどのようにされるのでしょうか、我が町として。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

町民への周知につきましては、10月号の広報にて条例の内容でありますとか、5万円の過料に処されるということを広報として周知していきたいと思えます。

○議長（森谷信哉）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

県と連携してこれからもやっていくんだというふうに町長が先ほど答弁でいただいたんですけども、今までもこういうふうな条例があると思うんですよ。知事がコメントの中で強く言っていたのは、今までやってきたんですけども、今までのやり方だったらとまらないと。だから、過料を科すんだというふうな言い方だったと思うんですけど、そういう意味では、うちも今までどおり以上の何かをするというふうな形のものを出していかないと、今までどおりやっているんだしたら、変わらないんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

現在も監視ビデオでありますとか、一定の効果は出ておるんですけども、監視ビデオの設置をやっているところです。今、ちょっと、すぐに何っていうことはお答えできないんですけども、環境監視員というのを配置していただけるので、町としてはどの辺にポイ捨てや不法投棄が多いということ把握しておりますので、監視員と十分連携を取りながら、進めていきたいと考えております。

○議長（森谷信哉）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

この監視員がパトロール中に見つけた場合というふうに、条例分を読ませていただくと、なっていると思うんですが、これが今、言ったように監視ビデオで可能なのか、それとも例えばふるさと見守り隊の方に、このような仕事を委嘱できるのかという部分もあると思いますので、これは今、答えられないと思いますから、いろんな方法を検討していただいて、できるだけきれいな町にしていきたいと思えます。

それから、最後の問題です。プラごみを燃やせないかということで、重々、あの釜では燃やせないというのは分かっております。高温にするためにいろんな方法があると思うんですけども、将来、造るときはっていうふうに、先ほど聞かせていただいたんですけども、確認ですけど、今の修理する釜では無理ですよ。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

今の修理する釜は、前回の現状とほぼ規模が一緒ということで、今のごみの量では、多分、ちょっと燃やせないと思います。

○議長（森谷信哉）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

やはり、エコの町、こんなにみんな協力してくれて、分別を一生懸命やっている。その成果がいろんな賞につながったというふうに思うんで、さらにきれいな町になっていくように、この条例とか、いろいろ方策を考えて、進めていっていただきたいと思います。1項目は以上で終わりたいと思います。

続いて、2項目なんですけども、15年間ぐらいで3分の2に減らしたいという意向なんですけども、学校が1校、例えば休校、募集停止にするとしたら、3年かかるんですよ。ということは、12年なんです。私は海南高校でおったときに、海南と大成の合併というところに立ち会ったわけなんですけども、実際に話、起きてきて、その結果が出るのは2年なんです。だから動き出したらあつという間に動いてしまう。そのときは古座と串本が引ついたり、いろいろしたわけなんですけども、動き出したらあつという間に動くので、やはりその点も踏まえて早め早めにしていただきたいと思うんですけども、ちょっと聞いたところでは、10月7日に海草、有田、日高の、きびドームで、この地域で何かこれに対する審議会というか、懇談会ですかね、あると聞いたんですけども、それは把握されていますか。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

開催するということは聞いてはおります。

以上です。

○議長（森谷信哉）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

10月7日、きびドームというふうに聞いてるんですが、御存じですよ。日高と有田と海南というのは7校あるんですよ、該当校が。その中で、全体に頭割りしていけば、2校が減る。2校が減るといような形になると思うんですけども、そうすると、有田で1校、日高で1校という形になるんじゃないかな。なぜかという、海南は1校しかないですからね、海草地域には。そういうふうに思うんですが、その辺は、例えば有田の教育長の会とか、そういうところでは話に上がりましたか。

○議長（森谷信哉）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

今のところは、きのくに教育審議会のことについては議題に上っておりません。

○議長（森谷信哉）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

地域によっては、地方の新聞でかなり大きく取り上げられているところもあると聞きます。やはり、中学生がどこへ行くか、あるいはこの地域に高校が、先ほど町長、言われたけども、絶対置いておいてほしいんだという願いがあるとすれば、早めにいろんな情報を集めていただいて、起こせる行動があれば起こしていただきたいと思います。うちの有田川町だけの問題じゃないと思うんですけども、その辺も踏まえて考えていただきたいと思います。

最後に、有田川町の中学3年生がどこへ進学するのか、どこへ行くんかというふうな形で、もう50%、半分が、この有田エリアから出ていくということになっています。それが何年かのスパンを見たら、10年からどんどん増えていっているというような状況だと思うんです。それを引き止めるというのは、おまえら行くなっていうのもなかなか難しいと思うんで、魅力的な学校だと、そこへ進学するというふうな形になると思うんですけども、この状況があるということのを土台にして、学校の再編というようにことに多分つながっていくと思いますんで、そこらの認識もしっかり持って、これから対応していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか、教育長。

○議長（森谷信哉）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

今、部長のほうから進学率の関係の話がありました。この一番の原因は、2003年に、平成15年に普通科の学校を撤廃したということが大きな流れになっております。それから、また県立中学校が各地にできたということ、これも1つの大きな流れになっているので、私、教育長会ではあまり話をしないんですけども、各校長さんとはいつも、どうしても私も有田人ですから、有田に残ってほしいということで、お願い。あかん、これだけはほかへ子どもが行きたいところ、あるいは親御さんに行かしたいところがあるということで、なかなか実現しないんですけども、そういう流れで、こういうことはやっぱり、きのくに教育審議会でも総括してほしいなということが、私らの願いなんです。

○議長（森谷信哉）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

そうなんです。結局は県の教育の、高校の入学にしても何にしても、どんどん外していったんです。どこからでも行けるようにしていくと。そのことが本当に効果が出ているのか、出ないのかということを経括しないままに、人数だけが減ってきて、今、何とかしようというふうな形になっています。

今年の有中の入学生ですけれども、多分100人を切ったと思うんです。だから、やはり私たち、地元の学校っていうて、存在されているわけですが、先ほど町長からも地元で支えようやないかという話はあったんですけれども、その中でできることっていうのをもっと皆さんで共有できたらと思いますので、今後ともしっかり注視しながら、そして、目標をちゃんと立てて、行動していただきたいと思います。

最後に、町長、一言お願いします。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

先ほど申し上げたとおり、有田中央高校、うちの町にとって本当に大事な学校でありますし、今も絶対、どうしたら残せるのかということで、副町長を筆頭に、校長とも常にコンタクトをとってやっております。一生懸命頑張って残していただけるように、学校とも協力しながらやっていきたいと思っておりますので、今後とも御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森谷信哉）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

ありがとうございました。よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（森谷信哉）

以上で、小林英世君の一般質問を終わります。

……………通告順10番 2番（増谷 憲）……………

○議長（森谷信哉）

続いて、2番、増谷憲君の一般質問を許可いたします。

増谷憲君の質問は一問一答形式です。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

おはようございます。

質問項目がたくさんあって、もう皆さん、聞き苦しかったら、寝ていてください。

私、勝手にしゃべっておりますので、それではよろしくお願いします。

私は4項目で通告をさせていただいております。通告の中身はこれまでも質問してきた中身でありますけれども、まず、皆さんも取り上げていただいた、コロナ問題に

ついて伺います。新型コロナウイルス対策ですが、まず何と言っても経済対策が大事だと考えています。今、全国的にコロナウイルス感染拡大と消費増税で暮らしと経済は危機的な状況に直面しております。そして、緊急事態宣言で休業と自粛要請し、一層の経済危機をもたらしているというのが、皆さん同じ考えだと思います。こういう中で対策もとられておりますが、例えば雇用調整助成金は相談件数の約10分の1しか支給されておられませんし、湯浅ハローワーク管内では8月22日現在で144事業所から275件の受理をされています。社会福祉協議会の小口資金の貸出しでは、8月14日現在で緊急小口で28件の490万円、総合支援資金で2,820万円、町単独事業の緊急持続化給付金では、同僚議員も質問されておりますが、予算額2億8,805万円に対し、実績では飲食、販売中心に302件の1億245万円、また1万円のクーポン券の換金では、約50%を超えたところとなっております。

湯浅のハローワークの所長に会いにいきましたら、職を求めて大勢の方が来られていましたし、所長のお話では倒産した企業はまだないけれども、来年度の高卒者の応募が少ないのと、応募というのは企業側からのですけども、半年後に影響が出てくるのではないかと心配をされておりました。全国的には既に非正規雇用者で100万人が減少し、解雇された方は5万人を超えていると言われております。業種別では製造業や小売業が多くを占めています。

そこで、さらなる経済対策として、単独の緊急持続化交付金は予算額を消化できていなかったもので、継続を求めるのと、クーポン券のさらなる実施、また橋本市では橋本ふるさと便での市外への農産物の郵送料の補助や、ネットを活用した農産物等の販売促進事業の手数料10万円補助のように、町内においても農産物への助成はどうか。また、水道料金の3月末までの基本料金の延長はいかがでしょうか。

第2点目として、20人学級の実施に向けて、養護教員を含む教員の増員についてはいかがでしょうか。全国的にコロナこどもアンケートというのがありますけれども、子どもたちが相談したいことの第1位はコロナにかからない方法だと答えています。30人から40人学級に先生も、子どもも、保護者も不安の声を上げています。身体距離の確保を新しい生活様式の重要な1つとして社会全体で取り組んでいるときに、教室を例外とすることは甚だ大きな問題だと私は思っております。また、日本教育学会では平均1校当たり、小学校で3人、中学校で3人の加配をすることを提案しております。また町内20人以上の子どもがいる学級数は6月議会で御答弁いただいたように、小学校の藤並小学校では19学級、御霊小学校で10学級、田殿小学校で4学級、鳥屋城小学校で3学級の合計36学級です。中学校では吉備中学校の15学級、金屋中学校で3学級の合計18学級となっております。これらの対策をぜひとも改めてとっていただきたいわけですが、空き教室がない学校では保護者と先生の意見を聞きながら、例えば最悪でもプレハブ教室や公共施設の利用を検討していただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

第3点目として、学校現場でも毎日の消毒作業についてであります。これも6月議会で取上げさせていただきました。このときには効率的な方法で清掃と消毒を実施している。特に感染リスクが高い場所については、先生と用務員でできているという答弁でありました。しかし先生には業務の多忙化と神経を使わざるを得ない環境の中で疲弊しているというお話もお聞きしておりますので、やはりこういう点では、この清掃業務については委託も含めた、他の人に行ってもらおうほうが、教育環境としていいと考えますがいかがでしょうか。

第4点目として、PCR検査についてであります。有田圏域でPCRセンターを設置するよう、広域的に働きかけをしていただきたい問題であります。感染拡大を引き起こさないためには、効率的で迅速な対応が求められております。PCRセンター設置に向けて、保健所や医師会にぜひとも働きかけをしていただきたい。あるいは市立病院が有田市医師会と有田郡医師会でPCR検査をやってほしいという要望も出されています。ぜひともこういう要望にも応えてあげていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

第5点目として、常にコロナ感染との接触の可能性のある医療介護従事者が頑張っていますが、しかし頑張っているのに給料面での減収になったり、モチベーションが下がったりしています。また、医療機関でも経営面で大変苦勞されております。医療機関への経済対策を講じるよう、改めて関係機関へ働きかけをしていただきたい。また、町としてもできることの検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、大学生に関わった問題であります。大学に入学したものの一度も大学に行けない新入生や、バイトにも行けない学生などが多数おります。こういう中で5人に1人の学生が退学を考えており、学生支援給付金の増額と、いわゆるハードルの高い成績優秀者枠を外して、対象者が拡大されるよう、ぜひとも関係機関に働きかけをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

第6点目として、通所短期入所者サービスについてであります。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、介護サービスの利用を控える方が増えています。幸いにも町内にはまだ発生しておりませんが、ある県内の事業所では今年の4月提供分の介護請求額を前年同月と比較すると、サービス全体で減額となっているようです。また、感染者が分かった場合、事業所の休止も想定され、事業所利用者は細心の注意を払って事業を継続しているのが現状であります。こういう場合の支援策が必要でありますのと、サービス内容はそのままにして、利用料は引き上げてもよいという国の臨時的取扱いも出されてきております。そうなりますと、コロナ禍の中で利用者負担が増えることにつながっていきます。仮に負担が増えるとなれば、その負担増分は町で対応していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

第7点目として、介護施設において消毒液や防護服、マスクなどの衛生材料が不足してきていないか心配しております。一度、調査もしながら、必要な衛生材料を支援

する必要があるのではないかと考えます。また、感染情報を速やかに事業所へ周知徹底することとともに、適切な指導を求めたいと思いますがいかがでしょうか。

第8点目として、国保税についてであります。コロナ対策として減免できるようになっておりますが、国保税は基本的に世帯主に課税されます。仮に世帯主が商売をやっている、売上げが落ち込み、減免の対象になっても、同居の親族で給与所得者がいれば減免の対象にしないということもお聞きしましたが、そういうことになりませんか。制度の趣旨から言いますと、減免の対象になるわけですが、いかがでしょうか。

次に、2つ目の問題に移ります。有田保険医療構想と有田圏域での医療の充実について質問を行います。和歌山県は国の病床再編成のガイドラインにのっとり、2014年度に地域医療構想を作りました。内容は病床機能を再編する計画であります。計画策定時から2017年度までに県内で261病床が減っています。ベッド数は19床以下の有床診療所においては137床減りました。高度急性期では和歌山圏域で383床減り、有田圏域では急性期を75床減らし、回復期を113床増やしました。この計画に沿って、各医療圏ごとに協議し、自主的な取組を進めるとしております。有田圏域では計画の議論は調整会議で進めています。これまで7回開いておりますが、そこでの議事録を見ますと、ベッドの稼働率がどうか、高度急性期がないということでもいいのかと問われ、県の医務課は作らず、和歌山市内で対応するという合意を得ているということ、また市立病院では救急医療、小児、産科は引き続き、医師の確保で努力していきたいと答えていることが分かりました。仮にこの計画で進まないとなれば、県知事の権限で要請や命令まで行うと言っております。有田圏域ではいまだに救急は有田圏域外への搬送が約50%前後あります。医師を計画的に増員し、医師不足、偏在を解決しないと、有田の住民の命は守れないのではないのでしょうか。特に今の新型コロナウイルス禍の中で、医療体制の充実が先決ではないのでしょうか。その有田圏域で中核として、また災害拠点病院としてなっているのが有田市立病院であります。これらの状況を考えながら、町長としてどのような認識を持っておられるのかお聞きしたいと思います。

先日、市立病院の事務長と懇談してきました。その中で、しまクリニックが2025年度で閉めるということもお聞きしました。それで、産科医3人確保を目標に当面、1人を確保したいということも言われていました。また、九州や千葉県から医師が施設見学に来ているということも分かりました。また、医師紹介会社と契約し、産科医などを探してもらっているということもお聞きしました。救急業務は全体の70%は有田圏域で対応できるようにせよと言われていたり、コロナ関連では4床が感染症対応、1病棟45床のうち、1病棟、コロナ対応に切り替え、9人まで入院可能にしているために、36床分を休止にしたことによる財政的なしんどさ、抗体検査、1人につき90分かかり、土日はテントを立てて見ているということもお聞きしました。患者でいえば二、三割減少や、投薬も1か月分ではなく、90日分出してほしいと言

われて、そのような対応もしているとお聞きしました。必要な医療機器は100%補助ですが、先に購入しないと補助金が出ないので、なかなか高額な医療機器は買えない事情も分かりました。市立病院は困難な中、これだけ頑張っております。現状としては有田の中核病院の市立病院を有田全体でも支えていく姿勢が大事だと考えます。そういう立場でもしあるならば、しまクリニックの産科が2025年度という期限が出てまいりましたので、2019年度のしまクリニックで82人の方が出産されておりますが、これがどうなるのか、産科医の確保についての認識と、内科医と小児科の確保にどう取り組んでいかれるのかお聞きしたいと思います。

3点目として、医師紹介について伺います。エムスリーキャリア株式会社というのがございます。医師や薬剤師などを医療機関に紹介を行っている会社であります。この会社のホームページを見ますと、医師などの検索の多い順番に医療機関名が出てきます。全体で8,728件があって、市立病院は何と4,839番目でありました。和歌山県内で一番高かったのが済生会有田病院の285番でした。これが産科になると、診療別に見ますと130件ぐらいしかなくて、その中で有田市立病院は出てきませんでした。市立病院は医師確保のために、この会社に必要経費を毎年払っております。仮に医師を確保すれば、成功報酬として年俸の何パーセントという形で支払うこととなります。医師確保のためにも、せめてこれらの経費の一部を広域で支援できないかということでもあります。それと同時に和歌山県立医科大学の医務課の姿勢の問題があります。医務課では、産科医が1人もいないところへは派遣しないと明言しているようですが、ここを何とかしないと考えると、1市3町で対策をぜひとも講じていただきたいと思っております。

次に、3つ目の問題、防災対策についてであります。第3問として、この災害関連ですけれども、今、台風シーズンであることや、この間の九州などの、過去に前例のない7月豪雨災害、それに新型コロナウイルス感染症対策の中での対応という、まさに複合災害の状況に、今あります。被災者の生活と生業、地域経済の復興の観点からも見直すことが必要であります。それだけの最新の災害情報に対応できるよう、防災計画などの見直しをしておかなければならないと考えます。そこで、まず自主防災組織の在り方についてであります。町内において自主防災組織は2つの地区を除いて、全て結成されているとお聞きしております。しかし、各地の取組をお聞きしていると、様々であります。ある意味、大事な時期に来ているのに、各地の取組はマンネリ化してきているのではないのでしょうか。各組織の体制も無理して作っているところや、消防団や区の役員が入らないと組織として成り立たないところもあります。改めて自主防災組織としての活動の在り方を見直す必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、避難所の在り方についてであります。内閣府は感染症対策に万全を期しながら、避難所での生活環境を改善させるために、避難所の確保及び生活環境の整備等

についての通知、また避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ & Aを出しております。御存じですよね。通知では可能な限り多くの避難所の開設とホテルや旅館、研修所、その他の宿泊施設の活用も促しています。Q & Aでは健康チェックリスト、サーモグラフィーの設置、避難所のスペースのパーティションやテントなどの配置図、医療機関などによる支援態勢の構築を挙げています。そして、食事や食材購入、炊事場確保は管理栄養士等を必要に応じて雇い上げる、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮や、質の確保を求めています。それで、簡易ベッド、畳、マット、カーペット、冷暖房機、洗濯機、乾燥機、仮設風呂やシャワーは欠かせないとなっております。そして、プライバシーの確保とジェンダー平等の視点が必要としております。3密の典型になる避難所がありますが、災害時に避難所への移動を避ける傾向が強まり、結果的に被害を大きくする懸念があります。これを心配した内閣府は感染症が収束しない中でも、災害時には危険な場所にいる人は避難することが原則との周知を始めています。そうですね。また、新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難所に変えることや、可能な限り増設することを求めています。そして、避難所の衛生環境の確保、十分な換気、発熱、せき等の症状が出た場合のためのスペースの確保が求められております。さらに、福祉避難所、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者など、一般避難所での生活が困難な人と、その家族が対象となっておりますが、3密を避けるために、入所定員を各施設の3分の1に減らしてきています。そうすることによって、減らした人員の確保は今後どうなるのでしょうか。そして、災害救助費の基準額の加算や、介護職の配置費用、ポータブルトイレの借上げ費用、紙おむつ、ストーマ用装具の購入費は特別に必要なものとして保障もされております。これらは内閣府が求めているものですから、検討していると思いますが、いかがでしょうか。それで、災害救助法が適用された場合、避難所の生活改善が促されます。1つは食事の食材、器具等の確保、炊き出しスタッフの雇い上げ、衛生環境面ではベッドなどのレンタル、購入、仮設洗濯場、簡易シャワー、仮設風呂、毛布、歯ブラシ、下着、市販薬、充電器などの、国の負担で購入することもできるようとなっております。プライバシーの確保では、授乳室、パーティションの用意、男女別トイレの設置等となっております。医療介護では福祉スペースの設置、避難所以外での宿泊、介護職員の配置、女性の担当職員の配置、これらは災害救助法が発令されなくても準備しておくべき課題だと思いますがいかがでしょうか。次に、分散型避難、車中や自宅等における対応は明確になっておりますでしょうか。また民間ホテルの借上げは予定されているかお答えいただきたいと思います。

次に、県は家族と話し合い、地震や水害時に一人一人が適切な避難行動をとれるようにということで、避難カードの活用を進めております。当町ではこのカードの活用を考えておるのか、いないのか、お答えください。

次に、避難指示の変更があった場合、周知徹底はどのようになるのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

次に、罹災証明であります。罹災証明がないと家屋の解体や修復の補助が出ませんが、罹災証明を出す場合の分かりやすい説明、家屋等の写真の撮り方など、説明したものを作って、そして町民の皆さんが見られるようにしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

次に、備蓄品についてであります。現時点での備蓄品の状況と、今後予定している備蓄品はどうでしょうか。

次に、放置倒木の対策についてであります。これは同僚議員から質問されましたので、私も一応説明しておきます。町内には平成30年に発生した大型台風による清水地域を中心とした、倒木で道路の通行止めと地域の孤立化、長期にわたる停電などが発生しました。その後、復旧は進みましたが、ただ山に倒木が放置されたままであります。それで、今年になって五郷地域で台風によって倒木が道路に流れ落ちてきたために、ガードレールを突き破って四村川に落ち込み、道路は数か所で通行止めになってしまいました。心配していたことが起きたという感じであります。今後、こういうことが十分に起こり得るということでもありますので、倒木を放置したことによる災害は心配です。ですから、せめて道路付近や家屋の上にある倒木については撤去できる支援を作るべきであります。山林所有者にそのまま放置させるのではなく、自ら撤去するよう求め、撤去に応じる場合、一定の基準を設けて支援策が要ると考えます。あと、個人宅へ流れ込んだ土砂撤去の公費負担と、災害救助法による家屋などの全壊、半壊、応急処理制度の認識についてもお聞きしたいと思います。

最後の質問であります。計画中の風力発電事業と、建設が進んでいる風力発電事業について質問をいたします。住友林業と電源開発による、紀中ウインドファームの4,300キロワットの風車20基と、大和エネルギー株式会社のDREAM Wind和歌山有田川・日高川風力発電事業がほぼ同一地域に計画をしようとしています。この2つの事業計画について、知事は今回の事業実施想定区域と、その周辺には県民の財産として将来にわたって守っていくべき自然環境が形成されるとして、環境影響を回避、十分に低減できない場合は事業の廃止を含めた計画の抜本的な見直しを求めています。これらの知事意見についての認識はいかがでしょうか。また2つの事業についての審査委員会の意見を把握されていると思いますので、お聞きしたいと思います。

次に、海南・紀美野風力発電事業についてであります。6月議会で質問し、町長は建設は無理であり、住民が反対であるから町長も住民の立場に立った姿勢を示していただきました。この計画も自然環境を破壊するという点では同じであり、ぜひとも知事に対して林地開発の許可をしないように求めるべきではないでしょうか。紀中ウインドファームとDREAM Windの建設計画については、その後の進み具合で把握されていることがあれば、報告していただきたいと思います。また、事業者に関

いたら、合併して進めることもあり得ると答えていますが、こういう点でもいかがでしょうか。知事意見や町長の知事への意見から判断いたしますと、許可できないと考えますが、2つの事業所の許可をしないよう進言していただきたいと思いますがいかがでしょうか。また、建設中の中紀ウインドファーム事業についてであります。建設が進む中で、民家から風車が幾つも見えるようになったり、夜は風車の施設から点滅しているのが見えるようになり、気分が悪いという方も出ておられるようです。やはり稼働後の住民の健康状態を考えますと、もし何か不調を来しても、稼働前と客観的に比較できる健康状態を示さなければ、事業者に対応できません。ですから、6月議会での答弁で、影響が出れば業者に求めていきたいということでありましたが、稼働後であれば風車によるものかどうか断定できず、業者も承諾しないのではないかと思います。先ほど町長にお渡しした調査項目は実際に風車による健康被害を訴えた方を診察した医師が作成した調査項目であります。ぜひこれぐらいの項目で、稼働する前に住民の健康調査、そして事業者には調査費ぐらい、せめて出させるよう対応を求めたいかがでしょうか。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

増谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

新型コロナウイルスに関する、町の経済対策としては、まず5月に、国の持続化給付金に先立ち、対象期間を今年1月から4月の間として、経営が著しく悪化している町内事業者に対して、最大で法人100万円、個人事業者50万円を支給する緊急持続化給付金を実施しました。続いて6月には、来年2月まで町内で使える有田川町応援クーポンを、住民1人当たり1万円分配付し、町内事業者支援と内需拡大対策を行いました。また9月からは、売上げが減少した町内事業者に対し、新たな取組に係る経費を補助する事業継続応援補助金を始めたところでもあります。緊急持続化給付金につきましては、国の持続化給付金支給までのつなぎとして、5月1日から29日までの間、休日返上で受付をした結果、302件の事業者に総額1億245万円を支給させていただきました。支給に当たっては、対象となる可能性のある事業者に対し、個別に案内を郵送させていただいたほか、商工会にも御協力いただき周知させていただきました。この給付金の対象期間延長につきましては、現在のところ考えておりませんが、当面の間、9月1日から受付を開始した事業継続応援補助金にて事業者支援を行うとともに、応援クーポンとともに期間が切れる来年2月を目安に、必要に応じて対策を検討してまいりたいと考えております。

次に20人学級への移行と教員の増員をとのことでありますが、機会があれば県教育委員会へ要望してまいります。

また、消毒等での人員配置をとのことでございますが、今のところ、感染リスクが高い場所の清掃や消毒は、学校の教職員と、町で雇用している校務員とで賄っております。

PCRセンター等の設置については、現在、湯浅保健所にて検討中とのことであります。

また医療機関、介護施設等へは、県より新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業が実施されており、町として、現状では医療機関等への救済支援は考えておりません。

学びの継続のために必要な、学生支援給付金については、増額と成績評価基準要件の引下げを機会があれば要望したいと思います。

次に、通所・短期入所サービスの臨時的な加算増については、施設に確認しましたが、県からの通知はなく、従来どおりの利用者負担額となっています。

介護施設への支援につきましては、先日、町内の介護施設関係者に集まっていた会では、各施設とも、特に不足している感染症対策品はないとのことでありました。なお、町内の介護施設等で集団感染が発生し、緊急対応する必要がある場合には、町では第2波に備えて備蓄しているアルコールやマスク等の物品を供給していきたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症等に係る国民健康保険税の減免は、世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が3割以上で、退職所得を除く前年の総所得金額が1,000万円以下減少することが見込まれる所得以外の、前年の所得の合計額が400万円以下の場合、前年の所得金額に応じて対象となります。したがって、同居の親族に収入があっても減少した所得金額分が対象となります。社会保険加入の同居人の所得が1,000万円以上ある場合でも、あくまで世帯主の所得による減免制度になりますので、対象となります。

次に、2点目の有田市立病院に関してでありますけれども、有田市立病院は、有田圏域の中核・災害拠点病院であり、DMAT隊も配置されております。医師不足については、産科医師が退職しゼロ名となり、内科医で3名、小児科医で1名不足していると聞いております。医師確保のため、民間の医師紹介会社へ依頼していることは承知しております。和医大の医局の姿勢については県の人事に関することであり、答弁は控えさせていただきたいと思っております。町といたしましては、有田振興局を通じて、県へ引き続き、有田市立病院への医師派遣を要望してまいります。

次に、自主防災組織の在り方についてでありますけれども、現在、自主防災組織結成数は100組織となっています。自主防災組織の役割といたしましては、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、町及び防災関係機関等と連携し、情報の収集及び伝達、地域住民等の避難誘導、避難所の運営及び地域における防災活動を実施するよう努めるとともに、特に災害が発生した場合においては、初期消火並

びに負傷者の救出及び救護を積極的に実施するよう努めていただくことであります。そのため、自主防災組織では、平常時において避難訓練や消火訓練など、防災訓練を実施していただき、住民の方の防災意識の向上を図ってもらっているところであります。

次に、避難所の見直しについてでありますけれども、現在、指定されている避難所において、感染症対策を実施する必要があります。避難スペースにおけるパーティション等による世帯ごとの分離、健常者と有症状者の振り分けと避難スペースの分離等を行い、避難者数が収容可能人数を上回った場合は指定避難所以外の公共施設を臨時避難所として開設するように考えています。福祉避難所については、収容数の見直しを行っているところであります。

分散型避難へ対応は明確か、民間ホテルを借り上げるようになっているかについてでありますけれども、分散型避難としては、自宅に洪水や土砂災害などの災害リスクがある場合は、町指定の避難所や安全な親戚宅、友人宅などに避難を、自宅に災害リスクがない場合は、在宅での避難をすることも避難先の選択肢に入れていただくよう広報等にて周知を行っています。

また、現段階で町と民間ホテルとは災害応援協定は締結していませんが、県と和歌山県旅館ホテル生活衛生協同組合とで、災害時における避難者の受入れに関する協定書を締結しており、この協定により災害時には町内3施設を避難先として利用することが可能であるため、特段、町と協定を締結する必要はないと考えております。

避難カードの活用についてでありますけれども、和歌山県では、家族と話し合い、地震・津波や風水害時に、県民一人一人が適切な避難行動をとることができるように、避難カードの活用を推奨しています。有田川町では、町広報にて防災関係の特集の中で、平常時において家族間で避難場所や避難経路の確認、安否確認・伝言の方法を話し合っておくことの勧めや、災害時に利用できるNTT災害用伝言ダイヤル、携帯電話災害用伝言板の利用方法、また、災害時における家族間での連絡ルールなどを決めておくツールとして、防災ありだかわ連絡カードを掲載し、活用を促しています。

避難指示の変更があったら周知しているのかについてでありますけれども、内閣府にて自治体の避難情報について避難勧告を廃止して避難指示に一本化する方針が出されましたが、現時点においては変更にはなっておりません。正式に一本化された場合は、広報等を利用して住民に周知を図っていきたいと考えております。

罹災証明につきましては、罹災証明交付要綱を8月1日付で改正しております。主な変更点は、罹災証明書の様式を変更したものです。罹災証明書は、災害発生時における被害の有無及び程度を証明する書面として市町村が交付するもので、様式は任意のものでありますけれども、近年の災害において応援職員を派遣した自治体等から、自治体によって罹災証明の様式が大きく異なることから、罹災証明書の迅速な交付の支障になっていると要望があり、国から統一様式の通知がありましたので、様式を変

更しました。申請時の添付資料は写真等となっています。ほとんど変わっておりません。また、8月の広報ありだがわや、町のホームページに掲載し、町民の方に広く周知しております。

次に、備蓄品の状況と今後の備蓄予定についてであります。現在、町防災計画にて想定している避難者数に対し、食料及び飲料水は1日分を備蓄しております。食料や水については、保存年限があることから一定数を毎年購入し、入替えを行っていきたくて考えております。また、避難所開設における新型コロナウイルス感染症対策としてパーティション、テントなどの備蓄も行っています。

倒木対策につきましては、緊急的な場合は、県単独事業の和歌山県森林機能回復緊急間伐事業を利用し、民家上部の危険な箇所を解消していきたくて考えております。

土砂、がれきの撤去につきましては、堆積土砂等の総量が要件を満たせば、国土交通省の堆積土砂排除事業及び環境省の災害等廃棄物処理事業を活用し補助事業として撤去することができます。

住宅の応急修理制度につきましては、災害救助法が適用された場合に、大規模半壊のみが対象でありましたが、令和元年台風第15号を契機として、応急修理の制度を一部損壊までに拡充を図っております。

風力発電事業につきましては、建設環境部長に答弁させたいと思います。

以上です。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

それでは、増谷議員の風力発電事業についての御質問にお答えします。

新規風力計画の知事意見、審査委員会の意見を把握しているかとのことにつきましては、審査委員会の意見を受けての知事意見は、既に白馬山の西側に4事業者が風力発電事業を開始していることを勘案すると、全体事業規模が30キロメートルにわたって88基の風車が立ち並ぶことになり、この地域の貴重な動植物に重大な影響を与える可能性が極めて高いと指摘しています。

個別事項として、周辺に多数の住宅があることから、住環境への影響や国の重要文化的景観に指定されている、あらぎ島の景観への影響など、多数の指摘がございました。

県民の財産として将来にわたり守っていくべき自然環境が形成、維持されることを回避、または十分に低減できる具体的な方策がない場合には、当該地域での事業の廃止を含めた抜本的な見直しが必要であると、大変厳しい内容となっております。

海南・紀美野風力計画についても紀中ウインドファーム計画の意見が当てはまるのではとのことについては、海南・紀美野風力事業と紀中ウインドファーム事業では、計画区域の住環境や自然環境も違い、特に海南・紀美野風力事業は当町に計画を持ち

込んで3年以上たちますが、事業者は地域住民への説明と理解という基本的な事柄すら全くできておりませんので、同様の意見は当てはまらないかと考えております。

また、知事に許可するなど進言しないか、とのことにつきましては、明確な理由や法的根拠もなく役場から県知事に対して許可を与えるな、などとの進言はできないと考えております。

紀中ウインドファームなど新規の計画について、その後の取組状況や合併をしないかとの御質問については、計画区域には2社が同時に開発計画を立てていますが、2つの風力事業計画がこのまま両立することは恐らく不可能だと考えられます。役場には両社から状況の報告は来てはおりますが、民間事業者間の事業参加の枠組みなどについては認識しておりません。

新規の計画について、自然環境や災害、民家への影響も考えられるから許可しないよう求めるとの議員の御意見ですが、風力発電事業は自然環境や災害、住環境に悪影響を及ぼす恐れがあるから環境影響調査の義務を課しているのをごさいます。議員、御指摘の事業は、まさにこの調査が始まったばかりでございまして、この中で問題点が挙げられ、計画に盛られ、また変更が加えられるものと承知しています。

いつも回答させていただいているとおり、役場では民間事業者が法令にのっとり進めている事業に対しては、法的根拠なく自治体が許可を与えないというようなことはできません。ただし、事業者には地域住民の安心と安全、十分な説明と理解を得るように常に指導しております。

中紀ウインドファーム事業周辺住民の健康調査を実施しないか、との御意見ですが、民間事業者が行う事業について、差し迫った危険性や明確な法的根拠などもない中で、役場が住民の健康調査などをすることはないと考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに補足説明はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

再度、質問させていただきますけども、まず、経済対策についてであるんですが、緊急持続化、町単の分ですけども、予算的には半分以上残しているという状態でありまして。これも同僚議員が言われていましたけども、やっぱり指示の徹底とか、期間的に間に合わなかったりも結構あるんじゃないかというふうに考えています。でないと、これだけ、1億円余りの不用額というのは出ないと思うんですよ。それで、引き続き、予算的にはまだあるという考えで、十分、引き続いて対応できるのと、それからこの機会に、今日も産業建設住民常任委員会で現地調査もするんですけども、こういう緊急なウヅカ被害対策なんかに、ぜひとも対応できないかということで求めたいのですが、この点はいかがでしょうか。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この緊急持続化給付金、国のほうから、ちょっと予想もしていない以上、何を基準にくれたんか、人口か面積か、答えが分からんですけれども、予想よりもはるかに多く頂きました。その中でいろんな施策、緊急経済対策もやってきたんですけれども、30市町村の中でも特に町民に対しての還元率というのも、すごいものがあるのかなって思っております。ただ、予定していた金額に達していないこともあるんですけれども、まだまだ私は、このコロナというのはそんなに収束するとは考えておりません。また引き続き、いろんな方策を練っていきたいし、特に1万円のクーポン券、これ、物すごく好評というか、みんなからあれば物すごく良かったよってという好評を得ています。ただ、これについても、今、業者の手持ちもあると思うんですけれども、50%しか返ってきていないということで、これは2月頃まで使えるんで、多分、置いている方もあると思うんですけど、こういうのを消化した時点で、恐らくコロナって終わっていないと思うんです。第2弾の緊急対策を打たなければいけないと思いますし、また、今度は清水で今、コロナ禍の中で田んぼが非常にウンカで全滅したところもあります。こういう方のためにも、また緊急にできたら対策をしてあげたいし、いろいろお金を置いておいても全然使わんわけやないんですけど、今後、コロナというのはほんまに収まるとは思っておりません。そのときのためにも、経済と両立、もちろんコロナは恐ろしいんですけども、やっぱり経済と両立していかなければならないので、そのためにもまた折を見て次の施策を打って行きたいなと考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

この、町単の持続化給付金ですけども、減少期間はせめて、来年の3月末ぐらいまでも含めてですね、ぜひ検討していただきたいのと、それから次に、橋本市での、ふるさと便、ネットを活用した農産物の販売促進事業っていうのは御存じですか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

はい、橋本市のほうで聞いております。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ちょっと説明させていただきたいんですけども、コロナ対策として実施されている

んですけれども、市内の農産物のPRと需要の落ち込み対策で、指定事業者80事業者が登録中です。そこから購入した農産物や加工品を市外の在住者の家族や友人へ郵送する場合の郵送代を補助しています。また、市内の事前登録した農家が生産した農産物や加工品を自ら販売し、市外へ発送する際にかかる送料も一旦立替えてもらって、後に補助するという制度です。農地台帳に載っている農産物であって、よそで作っていても対象になります。市内に本店がある法人も対象になっているそうです。予算的には関東への郵送代を想定し、1件1,250円の2万件で、2,500万円の予算、期間は今年の12月末までとなっております。7月20日から始めたそうですが、ファーマーズマーケットでは1.4倍の売上げとなっていると。マスコミの取材も幾つか受けて反響を呼んでいると。目標はメインの農産物のカキの消費につなげたいと言っておりました。当町で言えば、ミカンになると思うんですが。併せてネットの活用での販売促進事業では、農産物の需要が減ってくると、早くから見込んで実施されているようですが、上限が10万円で1,000万円の100件の予算をしております。ところがこの分については、ネットを使わなあかんで、まだ件数はそんなに多くないというところでありましたけれども、販路の拡大、利用客をつかむことができ、リピーターを見込むということでやっているそうです。なかなか面白い制度だなと思っておりますので、町内の農産物、ミカンやブドウや山椒などを想定して、ぜひとも求めたいんですが、いかがですか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

橋本市のほうのどのようなふうな成果が出ているのかということのも、再度、聞いて、良い事業だと思いますので、やっていきたいと考えております。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ぜひとも、消費拡大と地元の農家の助けにもなっていくと思いますので、ぜひ前を向いて進めていただきたいと思います。

20人学級の問題についてであります。文科省も前向きに検討されているという、その辺は理解されていますか。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

はい、検討しているということだけは知っています。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

これは、だんだんそういう方向に進んでいくと思いますので、ぜひ大きな学校も含めた、密にならない対応を求めておきたいんですけども、その点はまだいっことも考えていませんか。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

もちろん20人学級というところで、国がそういうふうにしフトしていただければ、教職員だけの問題ではなくて、施設の問題もあります。極端な話、倍近くにしないで済まない。そうすると、単独でその校舎を建てられるのかっていえば、とてもじゃないけどできません。なので、国の施策として今までの公立学校施設整備費を活用させていただいての話になりますので、まずは国の方針を打ち立てていただきたく思っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ですから、県も800人増やすと、予算を組みましたよね。施策的にはやっぱり施設を充実させるための国庫負担金の増額とかも、ぜひ町村会などを通じて求めていただきたいと思います。

次に、学校での清掃業務ですけれども、学校での清掃業務というのは、業務改善等の周知徹底では、清掃について明記しております。コロナが発生する前の対応では、地域人材の参画、協力を得たり、民間への委託ということで、先生の負担を軽減することとなっております。今のところ大丈夫だというお話でありますけれども、私が聞いた先生では、もうやっぱり細心の注意を常に払っていて、円形脱毛症になった先生もおられるということもお聞きしております、やっぱり外には出さないけれども、先生の負担はかかっているというふうに認識します。ですから、現場の先生の負担をできるだけなくして、対応していただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

教職員、校務員に負担をかけていることは事実であります。コロナのことを考えると、もし起こったとき、感染後どうしようか、マニュアルを読むんやけども、どうしようかって、物すごく負担になります。教職員もそれを思って、徹底的にやってくれているので、なっているんかと思えます。ただ、今のところ消毒のしやすいものを教育委員会で用意したりしてですね、その声がまだここへは届いていませんので、また

校長会を通じてでも、現状、どうなのっていう話をします。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

少し前向きな答弁をいただいたんですけど、文科省の衛生管理マニュアルというのは御存じですか。これには、8月6日に出されたやつですけども、清掃活動とは別に消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的に不要とし、実施する場合は極力、先生ではなく外部人材の活用や業務委託を行い、先生の負担軽減を図ることが重要と明記しておるんですよ。こういう姿勢でぜひ頑張ってもらいたいんですが。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

はい。ある程度、協力していただきながら、やっていきたいと思います。また、子どもたちの教育としても、平日頃、授業を教えていただいている先生方が消毒を徹底するというのも1つの教育かなと考えております。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ぜひ、文科省の指示どおり進めていただきたいと思います。

今、感染拡大が起きているメカニズムを専門家がいろいろ指摘しているんですけども、無症状の感染者が集まって感染が持続的に集積する地域が作られ、そこから感染が広がることによって起こっていると。そこでの感染を抑止することだということで、コロナ感染者の一定割合は無症状の感染者であり、無症状の感染者には感染力がない人と、感染力がある人の2つがあると指摘されております。感染力がある無症状者をどうやって見つけ出し、隔離、保護するか、これが最大の鍵だと言っております。全国民に検査をするのは無理ですけども、無症状の感染者が多数存在する、いわゆるエピセンター、これを明らかにして、その地域の住民全体、事業所に勤めている方の検査をやるしかない。ですから、検査目的は診断目的ではなくて、防疫目的、無症状者を含めて、感染力のある人を見つけて出して、隔離、保護、感染拡大を抑えると。安心・安全な安心の基盤を作っていくことであると。PCR検査も精度的にも向上し、検査時間も短縮されております。個人でも数万円で受けられるようになっておるし、検査を診断目的で行った場合は、感染者の3割程度が陽性とならない問題があつて、感染力の有無を調べるという点では鼻腔から食道までの、食べ物の通り道にある咽頭液を、唾液中にウイルスがたまっていれば検査できると、正確にできると言われており

ますので、検査の目的を個々の診断ではなくて、感染拡大の抑止に意義があると。ですから、PCRセンターがそこで大きな役目を果たしております。今、相談中という答弁もありましたけども、ぜひ保健所や医師会に力強く働きかけていただきたいんですが、町長、どうですか。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

PCR検査については、本当に有効で大事なことだと思っております。このことについてもいろんなことで要望しています。今、湯浅保健所で検討中ということで、だんだんと検査も簡単になってきたみたいで、これも引き続き要望していきたいと思えます。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、2日前の毎日新聞に載っていた記事があるんですが、県医労連、県医療労働組合がコロナウイルスに対処している医療従事者への支援強化を求めて、県に2,893筆の署名を集めて要望書を出しています。厚労省はコロナ支援策として、仕事内容に応じて5万円から20万円を出すというのは御存じですよ。しかし、済生会有田病院では、感染症指定医療機関ではないけれども、直接、感染者を治療していないとして、職員の慰労金は5万円になるという見込みだとおっしゃっていました。しかし、済生会も院内感染の対策をいろいろとっておいて、その後のモデル病院となったわけでありまして。こういう差をつけるようなやり方は、ぜひやめてほしいと指摘しておりますけれども、今後のこともあって、最悪、東京都内の医大病院では400人もの看護師が退職希望を出しているような、こういう医療崩壊が起こらないように、県や厚労省に声を上げていただきたいんですが、その点、町長、どうですか。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

今、議員、おっしゃるとおり、県の事業で今、医療機関、介護施設等の慰労金の給付事業をやっています。感染症の発生した病院、施設では対応した方は20万円、一般の診療所等では5万円という制度を、今、県で取りまとめてやっているんですけれども、今、言われた済生会の件についても、うち、ちょっと分かってはいたんですが、その辺、また県と一回、協議はしたいと思っております。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

備蓄品のことで、医療従事者に対しての医療用マスク、いわゆるN95ですね、購入予算を組んでいただきましたけども、なかなか手に入らないということですが、その後、購入することができたんですか。確認したいんですが。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

医療機関には県から結構、提供を受けられているというのは聞いております。あと、県のほうで、これも県でやっている、コロナ対策緊急包括支援事業で、小さい、無床のクリニックの場合、上限100万円まで購入費用の補助等が出ていますので、そこで対応していってもらおうようになっていると思います。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

一番大事なコロナに対応している医療関係者に感染があってはならないので、ぜひマスクを早急に購入してもらえるように、お願いしておきたいと思います。

建物の消毒なんですけども、消毒アルコールを15缶購入予定と聞いておりますけれども、問題は消防法の関係で80リットル以上は通路には置けないということなので、この辺の制限も含めて常に利用しやすいように、保管とかを含めて対策が要るのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

消毒用アルコールについては消防長のほうが詳しいんですけど、80リットル以上は1か所に置けないところがありますんで、今、町もこの前の予算で購入させてもらった分について、町はあちこちの施設に置かせてもらっていますんで、分散で保管をやっています。施設のほうも、その話があって、なかなか大体2缶ぐらいしか置けやんのよってという話は聞いております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

消防法の関係は難しいところもあるんですけども、迅速な対応ができるように何とか考えておいていただきたいと思います。

次に、2つ目の問題ですけども、地域医療構想に関わってなんですけども、いわゆる調整会議の議論なんかを見ていると、有田圏域で産科、なかってもいいというような

感じに受け取れるんですよ。そうなりますと、有田郡市の若い世代はどうなるのかなという心配と、経済的、身体的、精神的負担、それから有田郡市全体の医療が、なんか軽減されていくのではないかというふうに私は思っているんです。結果的には出生数にも影響が出てくるのかなと思っているんで、今後の有田圏域の医療状況から見ても、ほかの圏域は充足しているという説明になっておりますが、有田圏域と那賀圏域は、逆に医師が不足している状態なんですよね。ですから、こちら辺はやっぱり充足するには働きかけが要ると思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

医療圏域での地域医療構想ですけども、3月までやってきたところがあるんですけども、このコロナ禍で国も今、ちょっと足踏みをした状態で止まっています。さっきあった町内の産科医が閉めるという話、私、先ほど初めて聞いたんですけども、こうなってくると、またちょっと事情が変わってくると思いますんで、その辺、また有田圏域でも再度、産科について、そうなった場合は検討が必要かと思っております。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ぜひ、産科がなくなる、5年っていうとあつという間なんで、市立病院がやっている産科の先生などを探している会社、言ってもお金を出していますから、やっぱりもっと柔軟に、業者も対応できて、常に関わっているということを作るためにも、広域的に支援態勢が要るんじゃないかと思うんですが、町長、どうですか。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

産科だけと違って、二次救急の問題もあって、何とか有田市立病院だけじゃなしに、あとの3町も協力できないかということで、今、検討しているところであります。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ぜひ、検討が実現するように頑張ってくださいと思います。

次に、避難所の関係で、避難所運営マニュアルというのが、新しいのができておりますか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、一ツ田友也君。

○総務政策部長（一ツ田友也）

はい、できております。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ぜひとも議会へ一部、出しておいていただきたいと思いますのですがどうですか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、一ツ田友也君。

○総務政策部長（一ツ田友也）

はい、提出させていただきます。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

国際基準のスフィア基準なんですけども、トイレの配置基準とか、女性用の基準とか一定あるんですけども、この辺で進んだことはありますか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、一ツ田友也君。

○総務政策部長（一ツ田友也）

特に進んだ場所はないです。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

学校のトイレとか、その他、簡易トイレも使うという前に答弁にもありましたけども、ぜひスフィア基準での設置を検討してください。

それから、段ボールベッドとパーティションの整備状況について、その後増えていますか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、一ツ田友也君。

○総務政策部長（一ツ田友也）

パーティションにつきましては、今、発注して、もうすぐ届くというところで、一部備蓄はありますけども、これから発注で届くところです。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

備蓄品がたくさんあって、備蓄品台帳も作っておられると思いますので、ぜひ議会へ一部出していただきたいと思いますのですが、いかがですか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、一ツ田友也君。

○総務政策部長（一ツ田友也）

はい、今、発注中で、まだ届いていないものありますので、ある程度落ち着いたら提出させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

放置倒木の関係なんですけども、同僚議員の質問で大体、取り組みつつある状況だと分かってきたんですけども、その中で森林所有者への受益者負担を避けるために、保安林に指定していきたいという答弁がありましたよね。保安林に指定する場合、指定までどれぐらいの期間がかかるのかってということなんですけど、その点はいかがですか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

申請をしてから二、三か月はかかると聞いております。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

それで当面は県の間伐の事業でやるということで捉えていいんですか。いいんですね。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

はい。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

住宅への危険木の処理とか、道路等へはみ出てくる危険木の補助金というのは全国的にいろいろありますので、ぜひそれもホームページをのぞいていただいて、一つの参考になるんじゃないかと思います。1つは宮城県の女川町、神奈川県の上野原町、富士市、横浜市は樹林地維持管理助成事業、岐阜県の県の里山林整備事業等、こんなんもあるんで、小さい額ですけども、こういうのも参考にしてほしいなと思いますが、どうですか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

いろいろなところを参考にしながらやっていきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

最後の質問に移ります。風力の問題であります。6月議会以降、知事に姿勢を明確にして、林地開発の許可を与えず、建設に反対してもらえないかということでは、できないということでありましたけども、1つはFIT法の期限切れが迫ってきている中で、駆け込みの2つの事業計画となっております。審査委員会からも厳しい意見が出されていますし、新規事業計画での説明会が五村地域で開催されたと同僚議員から聞きました。十数人の参加で、おおむね建設には反対のような雰囲気だったとお聞きしました。有田では住民合意が得られない、知事や町長の意見ではさせないということですから、もう無理だと思いますので、はっきり再度、知事に言うべきではないですか、町長。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

先ほど申し上げたとおり、うちの町から、これ、中止やっという命令は出せません。ただ、うちの町としての方向性というのは知事に伝えることはできます。それはやっぱりしっかりとうちも、あらぎ島とかいろんなことがありますんで、うちの町と言うより、僕個人としては反対やということは知事に申し上げることはできるけど、そんなやめとけっという、業者にはうちから出来ないと思っています。それはきっちり伝えていきます。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

FIT法が今年の12月末で、買取り価格がもう終わるわけですよ。そうなったらね、FIT法の買取り価格が済んでしまったら、結局、建設しても業者にとったら意味がないので、それまでに許可を出さなければいいということにならないですか。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

FITの申請自体は、もう方法書を出した時点で申請は行けると思います。それから、3年までに土地の同意書を頂いて、それから5年先までに建築したら、まだFI

Tは適用できると思います。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

だから、3年と5年が1つのめどっていうことですね。その期間内にできなければ無理ということでもいいんですね。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

はい、私はそう理解しております。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

最後に、健康調査について伺います。一般的に町民の健康を守るというのが自治体の求めていることでありまして、町の責務でありますよね。福祉保健部長、どうですか。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

健康推進課では町民のための、がん検とかの集団検診はやらせてもらっているんですけども、先ほどあった、環境問題の検査というのはちょっとその項目、分からないんですけども、うちの集団検診の項目で受けていただくのであれば、今、やっている毎月ぐらいやっている集団検診を申し込んでもらったらと思います。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

特定健診で対応できる部分がありますということだったんで、ぜひ今、さっき町長に渡した健診項目を見ていただいて、私は可能だと思いますので、対応していただきたいと思います。

環境センター周辺の小島と上中島の住民の方に対して、毎年、環境健診を受けていますが間違いありませんね。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

はい、間違いございません。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

この健診については、地元住民から要望が出されて、実施していると思いますが、令和元年度の実績で何人受診されたかということ。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

対象人数は502人で、受診者数は73人でございます。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

財政的には幾らぐらいかかっていますか。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

136万円程度でございます。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

こういう形で、こういう環境センター、町の施設でありますけども、住民からの要望で応えていただいているという状況でありますよね。健康被害っていうのは風車によるものかどうか、客観的に判断できなければ意味がないので、これができなければ事業者の言いなりになって、何の補償もないということにつながっていくと思うんですよ。地元にとっては健康調査は必要なものだと思います。本当は自宅の中での状況を比較しないと駄目なんですけど、医師会は1日5時間の範囲で5万円で健診してくれるということもお聞きしております。医師が各家庭を訪問して、先ほどお渡しした21項目の健診も十分、こういう点でも可能だと思いますが、どうですか、福祉保健部長。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

町としては特定地域だけに回るという考えは今、持ってないです。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

だから、特定の環境が出てきたから、それを求めているんですよ。だから、今すぐ

にできなくても、検討していただいて、前向きに進められませんか。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

健診については、うちの保健師ですけども、受託先の和歌山県健診センターとも相談しないと、今、お答えはできません。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

健診センター、今でも健診の目いっぱいやっているということもお聞きしているんですけども、じゃ、仮に最悪、例えば石垣公民館での集団健診だったら、参加が少ないと聞いているんですが、そこへ来てもらって健診することも可能ですか。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

先ほど言いましたとおり、今、組んでいます集団健診で入れる枠へ入ってもらおうとこには別に行けると思っております。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

それと、最後、最悪、事業者の責任で予算的に含めて、町が指定する医師での健康調査も求めてほしいんですが、その点はどうですか。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

事業者、私、ちょっとよく分からないんですけども、そこらへん、ちょっと難しいと思います。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

最初から難しいって言わんと、やっぱり可能かどうかを含めて相談してもらった上での結果として出していただきたいんですが、どうですか。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

その辺、またちょっと建設環境部長と相談して検討したいと思います。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

とにかく、建設はどんどん進んでいって、この間も私、現地を見てきたんですよ。もうかなり建っていますわ。これが稼働したらほんまに、今までにない大きな規模の風力ですから、どういう状況が出てくるかは誰も分からない。ですから、どんなことが起こっても、対応できるように町はやっぱり考えておくべきだと思いますので、その点、ぜひよろしく願いして、私の質問を終わります。

○議長（森谷信哉）

答弁、よろしいですか。

以上で、増谷憲君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。40分から再開いたします。

~~~~~

休憩 11時28分

再開 11時40分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

……………通告順11番 1番（堀江眞智子）……………

○議長（森谷信哉）

続いて、1番、堀江眞智子君の一般質問を許可します。

堀江眞智子君の質問は、一問一答形式です。

1番、堀江眞智子君。

○1番（堀江眞智子）

議長の許可を頂きましたので質問をさせていただきます。3つの点について質問をさせていただきます。

1つ目は、新型コロナウイルス感染症及び予防対策についてお聞きいたします。1つ目は感染者が発生した場合の消毒についてですが、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルが8月6日に更新され、感染者が発生した場合の消毒について保健所及び学校薬剤師と連携して消毒を行うが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を消毒を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して、汚染が想定される当該感染者が高頻度で触った物品を消毒用エタノールまたは0.005%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒するようにするとされていますが、誰が消毒をすると想定されていますか。消毒のための防護服などの用意はできているのでしょうか。消毒に対応した人の感染リスクについてどう考えているのでしょうか。もし感染リスクがあるとすれば、消毒に関わった人からの感染を防ぐた

めに休業を要請するのでしょうか。休業を要請するのであれば、休業補償はあるのでしょうか。

2つ目は保育所の職員や乳幼児が新型コロナウイルスに感染した場合についてですが、感染が判明すれば感染拡大予防のために保育所は臨時休園となります。しかし、臨時の休園措置は事前に分からないですから、保護者の中には仕事が休めないという方もいらっしゃると思います。そのような方にとって保育は切実な問題であります。家庭で子どもを見ることができない場合の保育について、どう考えているのでしょうか。そして、休園措置の場合の保育について、保護者への周知徹底の方法をどのように考えておられるのでしょうか。また、休園となった場合の保育料については内閣府子ども子育て本部が、新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園した場合の利用者負担額及び子育てのための施設等利用給付等の取扱いについて、に係るFAQについての中で、利用者負担の日割り計算ができる臨時休園等とはどのような場合でしょうかという問いに対し、子ども等の感染が発覚し、町からの要請、同意により保育所等の一部または全部を休園した場合という回答があります。この事務連絡に基づくと、保育料を返還しなければならないと考えますが、返還についてどのように考えているのでしょうか。

3つ目は、インフルエンザの予防接種を学校及び保育の関係者全員と、医療及び介護従事者全員が受けられるような予算措置を講じていただきたいということです。現在、有田市立病院が感染症指定病院として勤務時間をいとわれないような過酷な状況のもとで頑張ってくれています。発熱外来では1時間もかけて状態を把握し、どんなに頑張っても1日に20人程度しか診ることができないそうです。今後、インフルエンザが流行してくると発熱外来では対応できない、いわゆる医療崩壊を招きかねないと大変危惧されています。有田地域の住民全員がインフルエンザの予防接種を受けていれば、発熱外来では新型コロナウイルスの感染症とインフルエンザを区別して診察できるようになるでしょう。つまり、インフルエンザの予防接種によって新型コロナウイルス感染症に対する医療措置が取りやすくなるということです。町民を新型コロナウイルスの感染から守るためには、町民全体がインフルエンザ予防接種を受けることができるような施策を講じることが求められています。前回の議会では高齢者のインフルエンザの予防接種、自己負担ゼロとなるような対策を取っていただきました。少なくとも乳幼児や子どもと深く接する保育関係者、小中学校の関係者全員、患者さんや高齢者の方と深く触れ合う医療、介護関係者全員がインフルエンザ予防接種が受けやすくなるように、本来なら全額補助が望ましいと思いますが、少なくとも1人2,000円程度の補助制度を検討していただきたいと思います。

そして、2番目の学校再開に伴う感染症対策、学習補償等に係る支援経費に関する対応についてですが、令和2年度第2次補正予算で学校再開に伴う感染症対策、学習補償に関わる支援経費として、405億円計上されました。有田川町内の小中学校で

は、学校、各校に100万円から200万円となっていると思います。1つ目の質問は、各学校での支援経費の使途について、有田川町として詳細な考えはあるのでしょうか。2つ目は文部科学省はこの支援経費について校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができる緊急的な措置としているが、何に使うかは校長の判断で決めることができるのでしょうか。そして、3番目には、学校での具体的な支援経費の使途について文部科学省は換気に必要なサーキュレーター等の購入経費を支援の例として挙げっていますが、各学校からの購入の要望として上がってきた加湿器つき空気清浄機が購入できない理由は何なのでしょうか。

そして、3番目の大学生への支援についてお聞きいたします。今年初めからの新型コロナウイルス感染症の流行で、在学中の学生はもちろんのこと、今年度から入学した大学生は入学金、前期授業料、共益費、アパート代、そして一度も授業を受けていないのに、後期の授業料を払わなければならないという時期となってきました。保護者の方からは、いつ大学が再開されるのか分からないので、アパートは引き払わずにそのまま借りている。ときどきは空気を入れ替えに行かなければならないし、子どもは家に帰ってきているし、大変であるとの話をお伺いいたしました。また、子どもの気持ちとしては、思っていた大学生生活が送れず、休学をしようかなどとも悩んでいる方もいるようです。コロナ対策として様々な対策を有田川町はされています。大学生や大学生を持つ親の相談などはありませんか。また、相談窓口を作ったり、コロナ対策で町独自の経済的支援をすることを考えるべきではないかと思いますが、いかがですか。

これで1回目の質問を終わります。御答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは堀江議員の、御質問にお答えしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、町有施設においては、町が責任をもって消毒に当たりたいと考えております。なお、教育委員会関係については、教育長より答弁をさせます。

またインフルエンザ予防接種に関しましては、学校及び保育所の関係者については、現在のところ接種に当たり補助が1,000円出ますので、これを活用しての接種を勧めたいと思います。また医療機関及び介護保険施設等の従業員への、町からの費用助成等は考えておりません。

3点目の大学生への支援についてでございますが、議員おっしゃるとおり大学では4月から休校となり、その後もほとんどの学校で対面授業を控え、今もリモートでの授業が主流と聞いております。大学生の中にはアルバイトで生計を立てたり学費を賄っている方もたくさんおります。新型コロナウイルス感染症拡大による休業の影響で

アルバイト収入が減少し、また授業料を支払えない学生もいることを耳にします。そのような学生のため、政府は所得等に応じ、学生支援緊急給付金を支給しています。また世帯収入など一定の要件を満たす学生を対象に、授業料の減免や給付型奨学金の支給も行っております。また各大学において相談支援も行っており、これらを有効に活用していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

それでは堀江議員の御質問にお答えいたします。

1つ目の、感染者が発生した場合の消毒についてですが、議員、おっしゃるように、保健所及び学校薬剤師と連携をして消毒を行いますが、必ずしも専門業者を入れて施設全体の消毒を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して、汚染が特定される当該感染者が高頻度で触った物品を消毒用エタノールなどにより施設関係者と教育委員会の職員で消毒をいたします。消毒のための防護服や器具は教育委員会に、消毒液は各施設と教育委員会に備蓄を用意しております。消毒に対応した人の感染リスクについてはないものと考えております。

2つ目の、保育所が職員や子どもが新型コロナウイルスに感染した場合についてですが、感染が判明すれば、感染拡大予防の消毒などのために、保育所は臨時休園とします。家庭で子どもを見ることができない場合の保育については、保護者の方の御理解と御協力を得たいと考えております。休所の場合の保護者への周知徹底の方法は、今のところ電話連絡を考えていますが、できるだけ早い時期にメール等での連絡ができるような取組をしたいというふうに思っております。また、休園となった場合の保育料については、日割り計算して還付したいと思っております。

次に、学校再開に伴う感染症対策、学習補償等に係る支援経費に関する対応について御質問がありました。1つ目の支援経費の使途については、有田川町として詳細な考え方があるのかということですが、支援経費の使途については校長の判断で迅速にかつ柔軟に対応することができる経費ですので、その予算は学校の経費として各学校に配当しているところでございます。2つ目の、何に使うのかは校長の判断で決めることができるということですが、幾ら柔軟といっても、毎年の必要経費以上にコロナ禍によって加算経費を国の交付金によって賄うということが基本であります。もちろん適化法に基づく会計実地検査の対象でもありますので、教育委員会が精査をしたいと考えております。

3つ目の、加湿器つき空気清浄機が購入できない理由はにつきましては、空気清浄機の機能は締め切った室内でしか効力を発揮しない加湿器つき空気清浄機は、今回のコロナ感染防止の趣旨に合致しないということとっております。

以上でございます。

○議長（森谷信哉）

ほかに答弁はありませんか。

1 番、堀江眞智子君。

○1 番（堀江眞智子）

それでは、再質問をさせていただきます。

感染症が発生した場合の消毒についてでございますが、これは町が責任を持って消毒をするというふうに答弁をしていただきましたので、これで結構かと思えます。ただ、消毒に対応した人の感染リスクについてはないものと考えてというふうに答弁をいただきましたが、このことについて、どうしてないと言えるのかなというふうに思うんですね。先日、中学校の業者消毒について、300万円ぐらいかかったというふうにお聞きしましたが、その中に数日間のほかの仕事ができなかったために、所得補償も含まれていたということで、これは感染リスクがあるからだったのではないかと思います。これについてはどんなふうにお考えですか。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

町内の学校で感染し、それを業者委託によって、しました。その中で補償っていう部分については、うち、認知しておりません。

それと、消毒した者に感染リスクはないのかというところは、保健所と協議しながら、そういうことであります。ただ、念のために防護服等は用意してございます。保健所いわくは防護服も着なくていいというところでございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

1 番、堀江眞智子君。

○1 番（堀江眞智子）

そしたら、防護服、私たちもどんなものか、テレビでは見ているんですけども、町に備え付けられているものがどんなものか分かりませんので、後日、写真でもいいので配付してもらえたらと思いますが、よろしくお願いします。

それから、保育所が休園となった場合ですけれども、保育所の場合、中学生と違って、仕事を途中で切り上げたり、すぐに迎えにいたりとか、翌日休みになれば親に預けたり、仕事を休んだりと、大変なことが起こってきます。そして、どうしても仕事を休めない人はどうすることもできませんし、一時預かりを利用することはできませんよね。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

それも柔軟には考えさせていただきますが、あまり数が多いとなると、振り分けて
っていう形もままならないような状態でございます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

1 番、堀江眞智子君。

○1 番（堀江眞智子）

そのためには、今からでもアンケートなどを取って、急な休みなどになれば預かって
ほしいとか、何とかできるとか、そういう親のアンケートを取っておくことも大切
かと思いますが、どうですか。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

基本、保育が必要とする家庭の子どもさんを預かっていますので、緊急なときは協
力してもらうという形の中で、先日来、コロナ禍、緊急の対策、緊急事態宣言が出た
ときもお願いしてっていうところでもありますので、大体の数は把握しているつもりで
あります。

○議長（森谷信哉）

1 番、堀江眞智子君。

○1 番（堀江眞智子）

はい、分かりました。中学生とは違いますので、子どもは1人でうちにはいられな
いということですので、できるだけデリケートなところですので、今の答弁をいただ
きましたが、しっかりと対応してあげてほしいと思います。

次に、2の3番ですが、換気に必要なサーキュレーター等の購入経費は認められる
とありましたが、空気清浄機については認められないということですのでけれども、先日
来、ニュースでは世界で初めて、某会社のプラズマクラスターがウイルスを死滅させ
るというふうに、そういう研究結果が出たということです。年末までには新しい機種
が出されるのではないかとあります。こういうことが判明したとのことで
ありますので、またそういうところも柔軟に対応していただいて、子どもの安全を守
るために考えていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

それ、熟読させていただきました。ただ、それについても、ある一定の研究結果で
ありまして、ああいう広い教室で使うってところのエビデンスというのは整って
はいません。なので、そういうエビデンスが整えば、考えてみたいと思っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

1 番、堀江眞智子君。

○1 番（堀江眞智子）

また、ぜひ検討も、いろんなことを検討していただきたいと思います。

そして、最後の大学生への支援についてであります。そういう国の支援もありましょうが、たまたまお話を聞いた人の中には、もちろん私も詳しく分かっていなかったんですけども、そういうどこへ相談したらええんかとか、そういう給付があるというのはちゃんと把握、その時点では、7月末時点では把握されていませんでした。それで、この和歌山県内でも国による一律の学費半額を求めるなどの予算措置を求める署名に取り組みられています。これは、一律学費半額を求めるアクション和歌山の会で、6, 658筆というのが集まったそうです。経済的理由で大学を去っていく学生が1人でも少なくなるのが願いであります。有田川町は小中学校で町独自の学力テストにも取り組み、学力の向上にも大いに取り組んでいる町であります。先ほどの同僚議員の質問でも、有田以外の高校への進学率は49.4%と、去年は111人とのお話でありました。そんなことから、この和歌山の子どもたちが大学に進学する率も50%ということでもあります。これは大切に育てた、我が町の子どもたちが頑張って大学に進学したけれども、その進学した大学での学びが、このコロナによって危機にさらされているということでもあります。お子さんが進学された家庭には御商売をされている御家庭、会社が経営危機に陥っている御家庭もあるかもしれません。国の支援もあるでしょうが、どんな家庭の子どもであっても、せっかく進学したのに、これを諦めることになるのは、この町にとっても大きな損失であると思います。町独自の無利子の貸付けや、給付金の支給を考えてはいかがかと思いますが、どうでしょうか。これは町長に。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

先ほど答弁させてもらったように、そういう方については国が本当に手厚い支給をやっています。また、大学でもそれぞれ違うんですけど、そういう方については大学でも個別に相談にのって、いろいろやっていますので、それを御利用いただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

1 番、堀江眞智子君。

○1 番（堀江眞智子）

大切に育てて、学力を高めて、大学まで進学させて、町の答弁がちょっと私はショックだなというふうに思います。御商売されている方などの給付金なんかでも、国と

か県の給付の持続化給付金も、国や県が始まる前にはつなぎの町の資金としてそういうことを計画した我が町であります。それが先日お聞きしましたら、全部使われてないということで、ほかのところに回すっていうふうなこともおっしゃっていただきましたので、ぜひ、せっかく大切に育てた町の子どもの将来に明るい光が差すような給付のことを考えてみたらいかがかなと思います。私の見積りですから、実際の人数は分かりませんが、大学進学者が100人として、10万円を給付すると1,000万円、20万円だと2,000万円、30万円だと3,000万円ということですので、ぜひともこの際、お考えになったらどうかと思いますが、考えられませんか。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

先ほども何回も言ったように、国は本当に手厚い、大学に行って、これで銭ないようになって辞めたよっていうことを聞いたことがありません、町内で。大学もそれぞれ、やっぱり学生に残ってほしいんで、手厚い支給をやっていきます。それを利用していただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

1番、堀江眞智子君。

○1番（堀江眞智子）

それならば、この一律学費半額を求めるアクション和歌山の会なんかも、こういう署名を集めないと思います。ぜひとも、いろんな方のお話を聞いてみてあげてください。そして、こういう相談をする窓口というのは、町で言うたらどこになりますか。

○議長（森谷信哉）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 12時06分

再開 12時07分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

相談については総務課で受けさせていただきます。

○議長（森谷信哉）

1番、堀江眞智子君。

○1番（堀江眞智子）

はい、分かりました。窓口がどこかっていうのも分かっただけでも。やはり個別には悩んでいるお母さんがおられて、町長、聞いたことないかも分からんけど、私は休学をしようかな、どうかなという、子どもたちの心の中のしんどさというのがありますので、ぜひその窓口でどんなことでも、例えば国のそういう補助があるとか、そういうこともお知らせいただけたら、窓口があるっていうことを回覧板でもお知らせいただけるようにしていただけたらなと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（森谷信哉）

それは、堀江さん、要望ですか、質問ですか。

○1番（堀江眞智子）

要望です。

○議長（森谷信哉）

それでは答弁はよろしいほうで行かせてもらいます。

1番、堀江眞智子君。

○1番（堀江眞智子）

以上で質問を終わります。

○議長（森谷信哉）

以上で、堀江眞智子君の一般質問を終わります。

日程第1、一般質問が全て終了いたしました。

本日の会議は、これで散会します。

また次回の本会議は9月17日、木曜日、午前9時30分から再開させていただきます。よろしくお願いいたします。

また、この後4階、第一会議室において全員協議会を開催いたしますので、議員の方はよろしくお願いいたします。

~~~~~

散会 12時08分